

第1回検討委員会における委員等の発言の骨子とその法的意味等

委員	発言概要	法的意味等
東京農大 笹木委員	<ul style="list-style-type: none"> ・帯広（更別）における農地のソーラーシェアリングは当市においても応用可 ・農大施設の近傍において強風のため破損した太陽光パネルが存在する。施設の維持管理に懸念事象がある。 	施設・設置の強靱性の確保 開業後の適正管理 ⇒政府の「政策パッケージ」も注視
商工会議所 中山委員	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラルは重要（カーボンニュートラルの数値目標を確認したいと質問）、太陽光発電はその重要な位置を示すものであり、条例等で水を差してはならない。 ・住民との調和は絶対必要。 ・施設建設後の責任の明確化。 	規制の必要最小限を示唆 住民説明会の必要性 転売された場合の対策
観光協会 田口委員	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電事業が当市の観光資源（野鳥観察、牧草地、流水）に悪影響を及ぼすことがあってはならない。施設の永続的な適正管理や処分は課題だ。 ・行政としてトラブル発生を迅速に把握すべきだ。 	自然環境・景観の保護 開業後の適正管理 適正な廃棄の確保 事故発生時において行政が迅速に把握すべきこと。
町内会連合会 黒田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電は防災に対する強靱性を有する（あばしり電力等）。 ・市内各コミセンに取り付けるべき。 	地域に公共的役割を果たす事業の推進
西網走行政連絡協議会 奥泉委員	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ発電を促進すべきである。 ・他方、法令違反は迅速に排除すべきである。 	規制の必要最小限性 規制の実効性担保
一般公募 木村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模太陽光発電は有益といえない。不要だ ・事業譲渡等で廃棄時における責任の所在が不明とならないか。 ・中・大規模に関しては、蓄電池を増やして送電線に負担をかけない仕組みづくりや、解体費用の積み立てとかを先取りして、ある程度自治体で決めたほうがいい。 ・家庭用や大規模なソーラーパネルは設置者が明確であり解体責任も明確だが、中規模施設（50kW以下）が投資目的や転売が多く所在がわからなくなるなど、管理が杜撰なように見受けられ、後に一番問題となる可能性がある。 	転売がされた場合の対策。設置後の所有者の追跡、適正な管理 事業終了時における適正な廃棄のための費用の積立て 遠隔地・本邦外からの投資の事例⇒規律を承継させる仕組みや、被害が生じた場合の補償の確保（付保を義務付ける等⇒現実的に購入可能な保険があるかどうか。）

委員	発言概要	法的意味等
一般公募 名古屋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣に予告なく太陽光パネルが出現することがある。地元とも調和が必要だ。 ・ 将来の処分の問題が心配。 ・ 太陽光発電が必要なのか、地熱ではダメなのかと思う。 	<p>地域への説明、地域との調和</p> <p>適正な廃棄の確保</p>
伊藤アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる分割申請の弊害は、現状、かなり、排除されている。 ・ 出力50kW以上の発電事業については説明会が義務付けられている。 ・ パネルの廃棄技術は開発が進展している。 	<p>2022年4月1日付施行の電気事業法施行規則の改正により、事実上、同一の事業地における大規模な発電設備を意図的に小規模な発電設備に分割するような「分割案件」は、一般送配電事業者による接続検討や技術検討の際に厳正に審査され、該当する場合には、連系承諾に至らない（非FITも運営困難に）。</p> <p>令和6年4月改正再エネ特措法では、事業計画の認定に関し説明会・事前周知措置の実施を求めている。(1)出力が10kW未満の太陽光発電事業（住宅用太陽光発電事業）、(2)屋根設置太陽光発電事業、再エネ海域利用法適用事業を除き、再エネ特措法に基づく説明会等の実施義務。低圧（50kW未満）等はポスティング等による事前周知。これ以外は、厳重な要件を具える説明会の実施が必要。</p>
石井アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電事業の種別（再エネ法型、自家発電、PPA、公共的なもの）に応じて検討すべきだ。 ・ いわゆるゾーニングについて要検討 ・ 地産地消型の太陽光発電の有益性 	<p>⇒市当局に置いて整理</p> <p>規制を必要とする地域を色分けし、禁止、抑制等、規制を違える手法（別紙）</p>